

## 国際課税委員会（第70回）の概要

文責 森信茂樹

2013年9月9日、第70回国際課税委員会を開催しました。前回からの続きである、「広告宣伝費と寄付金税制」を、税理士法人フェアコンサルティングの伊藤雄二先生から説明いただき、議論しました。資料は別添です。

説明の概要は、以下の通りです。

「移転価格課税の対象となる取引と寄附金課税の対象となる取引の区別としては、移転価格税制の対象取引は、対価の設定された国外関連取引及び対価の設定されていない国外関連取引、法人税法の寄附金規定の適用取引は、国外関連取引に限らず、法人の行う資本等取引以外のすべての取引で、対価の設定されたもの及び対価の設定されていないもの、となる。そこで、双方の適用関係は、以下のようになる。

法人が国外関連者に対してある製品を販売する国外関連取引において、その製品の販売価格が独立企業間価格のみならず時価をも下回っているような場合には、措置法66条の4の1項及び3項のいずれにも該当することになるので、移転価格課税が行われるとともに、国外関連者に対する寄附金として全額損金不算入とされることも考えられる。このような重複適用を避けるため、措置法66条の4の1項の後段に次のような規定が置かれている。「当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法（法人税法を指す）その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。」

国外関連取引における製品の販売価格（100）が独立企業間価格（110）のみならず時価（120）も下回っている場合には、法人による国外関連者に対する製品の販売が独立企業間価格で販売されたものとみなし、その実際の販売価格が独立企業間価格を下回る部分の金額を国外関連者に対する所得移転金額として益金に算入することになる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。